

第2回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成22年5月15日(土)午前9時30分～
さいたま市役所第2別館第1会議室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 副委員長の選出について
- 4 議題
 - (1) 会議録の作成・公表について
 - (2) 自治基本条例について(三宅委員から講話)
 - (3) 今後の進め方について
- 5 その他
- 6 閉会

【配付資料】

・次第

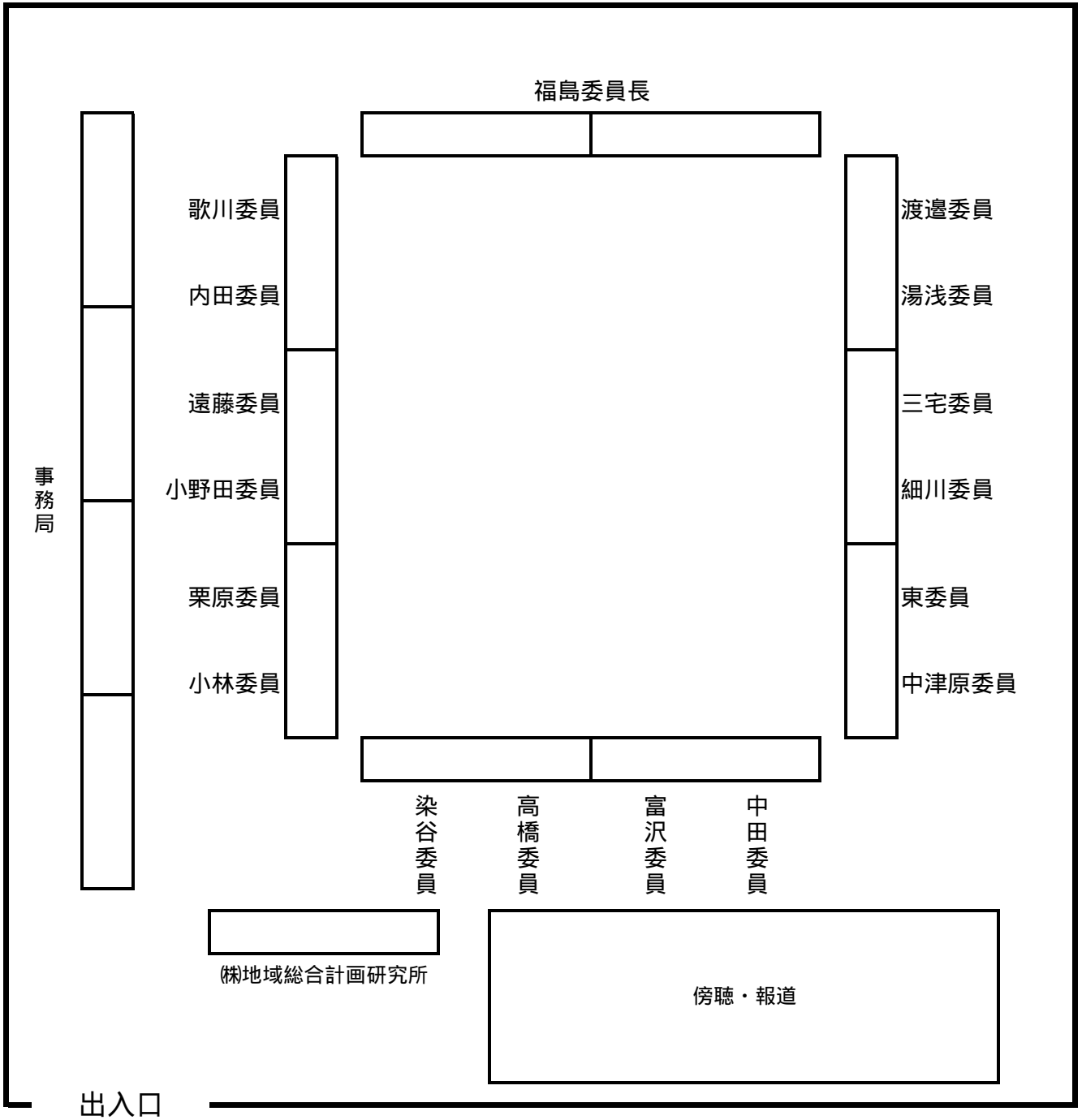
・席次

資料1 会議録の形式・公表について

資料2 自治基本条例の特徴

資料3 検討委員会の進め方について

席次



会議録の形式・公表について

1. 会議録の作成方法について

- ・ 検討委員会の会議録は、サポートの一環として事務局が作成します。
- ・ 会議録の作成方法には、大きく以下 2 つの方法が考えられます。

完全記録

【特徴】

- ・ 発言者の氏名と発言内容をそのまま記載する。
- ・ 発言順にすべての意見を記載する。

【メリット】

- ・ 各発言が一字一句そのまま記録される。
- ・ 会議の臨場感が伝わりやすい。

【デメリット】

- ・ 頁数が多くなること等から、読み手にとって読みづらく、誤解を与える可能性がある。
- ・ 発言内容と氏名が共に公表されるので、活発な議論の弊害となる可能性がある。

完全記録の例

日時	第 回 平成 22 年 月 日
配付資料	資料 1 . . . 資料 2 . . .
<p>1. 議題 (1) について</p> <p>委員</p> <p>グループ分けを検討するといっても、今の段階ではどんな条例になるのか、その共通認識もできていませんから、話し合いにならないと思います。全員で理念とか条例で何を狙おうとするのか目標を議論した上でないといけないのではないのでしょうか。</p> <p>委員</p> <p>私もそう思いますね。</p> <p>委員</p> <p>私は違う意見ですね。これまでの検討結果を見てみたら、A 班の結果と B 班の結果もそう大きく変わりませんし、事務局の提案で妥当だと思います。</p> <p>× × 委員</p> <p>今日の会議終了時間も迫っているので、ためしに、他の委員の皆さんがどうお考えか挙手で多数決、といってもここで決めるわけではないですが、やってみませんか。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、とりあえず多数決をとってみるということによろしいでしょうか。それでは第 1 案に賛成の方はいらっしゃいますか。 . . .</p> <p>【まとめ・決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の承認を得て、第 4 案で決定した。 	

要約記録

【特徴】

- ・ 発言そのままではなく、発言の内容を要約して記載する。
- ・ 発言者の氏名を記載しない (委員長や事務局などの立場は分かるようにする) ことも可能。

【メリット】

- ・ 頁数が少ないこと等から、読み手にとって読みやすく、わかりやすい。
- ・ (発言者を記載しない場合、) 委員による自由で活発な議論が期待される。

【デメリット】

- ・ すべての発言が記載されるわけではない。
- ・ (発言者を記載しない場合、) 発言者がわからず、発言の流れが見えづらい。

要約記録の例

日時	第 回 平成 22 年 月 日
配付資料	資料 1 . . . 資料 2 . . .
<p>1. 議題 (1) について</p> <p>委員</p> <p>今の段階でどのようなグループの分け方がいいか分からないので、理念や目標を全体で議論した後で検討してはどうか。</p> <p>委員</p> <p>これまでの検討結果を見れば、大きくこの 2 つのテーマに分かれることは問題ないと思われるので、事務局の提案でいいと思う。</p> <p>委員</p> <p>スケジュールの問題があるので、それぞれの視点からの意見を踏まえて、多数決をとってみてはどうか。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、参考までに多数決をとります。</p> <p>【まとめ・決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の承認を得て、第 4 案で決定した。 	

その他の記載方法

(匿名) A 委員、 B 委員、 ...

(記名) 委員、 委員、 ...

2. 会議録の公表について

- ・ 事務局が作成後、各委員による確認を行い、必要に応じて修正したうえで、さいたま市ホームページ等により公表します。

自治基本条例の特徴

2010年5月15日(土)

三宅雄彦

1 自治基本条例の問題状況

- a) 地方分権改革の動向 1990年代からの動き
- b) 全国市町村での流行 ニセコ町まちづくり基本条例(2001年)
- c) 共通した構成と内容
- d) 議会基本条例の関係

2 憲法の2つの役割

自治基本条例 …… 「自治体の憲法」 国と自治体の違い

「憲法」の2つの役割

A 市民が権力をしばる(制限機能)

権力からの自由防禦(人権保障) 6条(熊谷市、以下同)

権力それ自体の制限(統治機構、三権分立) 9条以下、11条以下

B 市民が権力をつくる(構成機能)

市民の権力への参加(選挙制度など) 3条、4条、15条など

参加への市民の関心(象徴規定、責務規定) 前文、3、7、15条な

ど

「憲法」を確実にする

最高規範性、自治基本条例運用のための組織 24条、23条

市政運営の体系化・可視化

3 いくつかの問題点

憲法の二つの役割を調和させる ユーザーの設定、制定後のケア

A 制限機能の重視 専門的で詳細な規定が必要

B 構成機能の重視(特に) 非専門的で簡潔な規定が必要

さいたま市オリジナルの条例を

他自治体の条例を参考にする

思い切った斬新なアイデアを

以上

【資料】

日本国憲法

第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

熊谷市自治基本条例

平成19年9月28日 条例第30号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本原則（第3条 第5条）

第3章 市民の権利及び責務（第6条 第8条）

第4章 議会の責務（第9条・第10条）

第5章 市長及び職員の責務（第11条・第12条）

第6章 参加及び協働（第13条 第15条）

第7章 市政運営（第16条 第22条）

第8章 自治基本条例審議会の設置（第23条）

第9章 条例の位置付け等（第24条・第25条）

附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

（1）市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

（2）事業者 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

（3）まちづくり 住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

(4) 協働 まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

(5) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第2章 基本原則

(市民参加の原則)

第3条 まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

(協働の原則)

第4条 市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知ることができます。

(市民の責務)

第7条 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

3 市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第4章 議会の責務

(議会の責務)

第9条 議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2 議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第5章 市長及び職員の責務

（市長の責務）

第11条 市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

2 市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第12条 職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽さに努め、誠実かつ公正に職務を行います。

2 職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第6章 参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第13条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第14条 市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第15条 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

2 市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第7章 市政運営

（情報の提供）

第16条 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第17条 市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

(説明責任)

第18条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

(応答責任)

第19条 市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

(意見公募手続)

第20条 市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

(都市経営)

第21条 市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

(行政評価)

第22条 市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第8章 自治基本条例審議会の設置

(自治基本条例審議会の設置)

第23条 この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2 熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

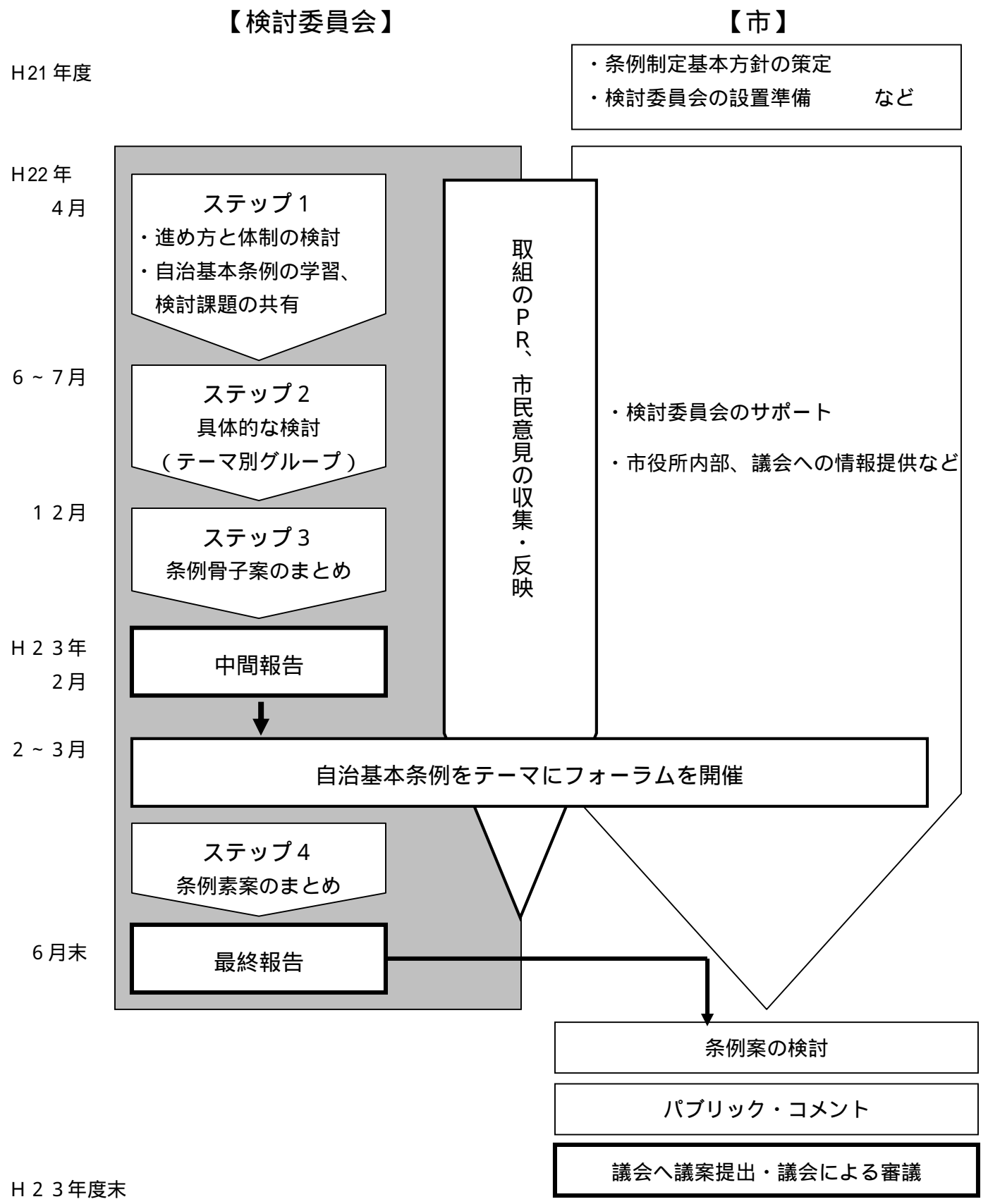
第24条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

(条例の見直し)

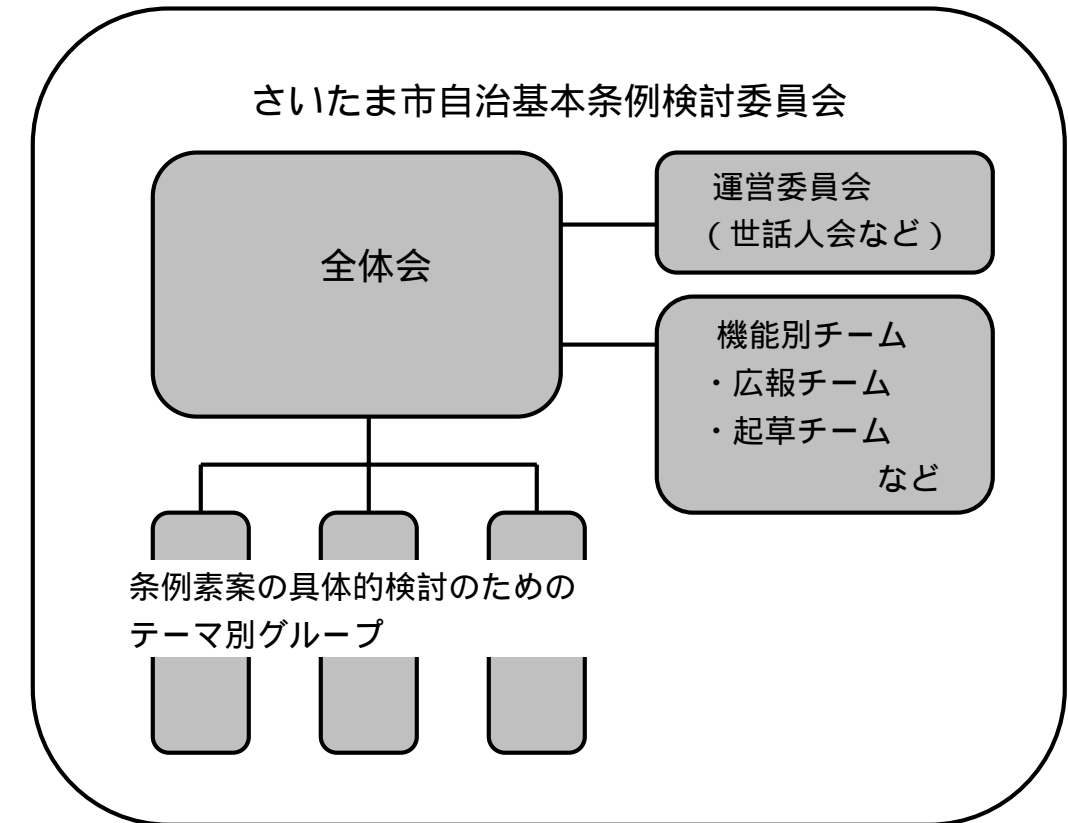
第25条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

検討委員会の進め方について

1. 全体スケジュール (イメージ)



2. 検討体制 (イメージ)



全体会

- ・ 通常の検討委員会。
- ・ 検討委員会の意思決定機関。

運営委員会 (世話人会など)

- ・ 検討委員会全体の進め方、各会議の進め方、議題の設定を行う。

テーマ別グループ

- ・ 条例素案を具体的に検討するためのテーマ別グループ。

機能別チーム

- ・ 他自治体の市民による自治基本条例づくりでは、広報チーム (市民向け広報紙の作成など)、起草チーム (条例素案を専門的知見から作成する) などを設置する事例がある。